

平成19年第3回広域連合議会定例会（11月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第3号）

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第3回広域連合議会定例会（11月）

平成19年第3回広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録目次

第1日（11月30日）

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明員 | 1 |
| 議事補助員 | 2 |
| 議事日程 | 2 |
| 会議に付した事件 | 2 |
| 開会・開議宣告（午後2時00分） | 2 |
| 仮議席の指定 | 2 |
| 会議録署名者の指名 | 3 |
| 広域連合長の議会招集あいさつ | 3 |
| 日程第1 議席の指定について | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 日程第2 会期の決定について | 4 |
| 日程第3 議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合 長の選任について | 5 |
| 副広域連合長の紹介及びあいさつ | 5 |
| 日程第4 議案第29号 専決処分の承認について（広島県後期高齢 者医療広域連合情報公開条例及び広島県後期高齢者医療広 域連合個人情報保護条例の一部改正について） | 6 |
| 日程第5 議案第30号 平成18年度広島県後期高齢者医療広域連 合歳入歳出決算認定 | 7 |
| 休憩（午後2時26分） | 9 |
| 再開（午後2時35分） | 9 |
| 日程第6 議案第31号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の制定について | 10 |
| 日程第7 議案第32号 広島県後期高齢者医療広域連合の指定金融 機関の指定について | 18 |
| 日程第8 一般質問（21番原田議員） | 18 |
| （28番片山議員） | 24 |
| 議了宣告 | 26 |
| 広域連合長の閉会あいさつ | 26 |
| 議長の閉会あいさつ | 26 |
| 閉会宣告（午後3時44分） | 26 |
| 会議録署名 | 27 |

平成 19 年第 3 回広域連合議会定例会

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第 3 号

平成 19 年 11 月 30 日（金曜日）KKRホテル広島において開会

出席議員

- | | | |
|------|-----|-----|
| 1 番 | 土井 | 哲男 |
| 2 番 | 酒入 | 忠昭 |
| 3 番 | 増井 | 克志 |
| 5 番 | 芝 | 博 |
| 6 番 | 小泉 | 曙臣 |
| 7 番 | 天内 | 茂樹 |
| 8 番 | 守岡 | 辰巳 |
| 9 番 | 井上 | 文伸 |
| 10 番 | 蔵本 | 久 |
| 11 番 | 桑田 | 真弓 |
| 12 番 | 棗田 | 澄子 |
| 13 番 | 伊達 | 亮詞 |
| 14 番 | 八谷 | 文策 |
| 15 番 | 細川 | 雅子 |
| 16 番 | 杉井 | 弘文 |
| 17 番 | 有田 | 一彦 |
| 18 番 | 松浦 | 利貞 |
| 19 番 | 田中 | 達美 |
| 20 番 | 久保 | 宏隆 |
| 21 番 | 原田 | 幸治 |
| 22 番 | 馬上 | 勝登 |
| 23 番 | 幸野 | 輝彦 |
| 25 番 | 久茂谷 | 美保之 |
| 26 番 | 西田 | 巧 |
| 27 番 | 小川 | 信晃 |
| 28 番 | 片山 | 元八郎 |

欠席議員

- | | | |
|------|----|----|
| 4 番 | 金子 | 和彦 |
| 24 番 | 長尾 | 勝美 |

説明員

- | | | |
|----------|-----|-----|
| 広域連合長 | 伊藤 | 吉和 |
| 副広域連合長 | 佐々木 | 清蔵 |
| 副広域連合長 | 藏田 | 義雄 |
| 代表監査委員 | 高見 | 貞四郎 |
| 広域連合事務局長 | 金本 | 和己 |

総務課長 小林 武司
業務課長 榎谷 博孝
議事補助員
議会事務局長 松野 禎水
議会事務局次長 下土井 雅巳
書記 有場 定光
書記 藤井 修造

議事日程（第1号）

（平成19年11月30日 午後2時00分開議）

- 日程第1 議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第4 議案第29号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について）
日程第5 議案第30号 平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定
日程第6 議案第31号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
日程第7 議案第32号 広島県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について
日程第8 一般質問（21番原田議員）
（28番片山議員）
-

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後2時00分 開 会

議長（土井哲男） ただいまの出席議員26名であります。
地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成19年第3回広域連合議会定例会を開会いたします。
これより本日の議会を開きます。
この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。
議員改選に伴う議員の仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

また、本日の会議録署名者として、5番芝議員、22番馬上議員をご指名いたします。

この際申し上げます。

議会傍聴規則第9条の規定によりますと、一般傍聴席の定員は10名となっておりますが、会場規模を勘案し、今回は、一般傍聴席を16名とし、団体傍聴につきましては、1団体3名に制限しておりますことをご報告いたします。

また、報道関係者から写真撮影等の申し出がありますので、これを許可いたします。議会招集につきまして広域連合長のあいさつがあります。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 平成19年第3回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この場をお借りいたしまして、7月臨時会以降の本広域連合の取り組み状況について、若干ご説明を申し上げます。

7月臨時会においてご議決いただいた運営審議会設置条例に基づきまして、有識者、関係団体等15名の委員によります運営審議会を3回開催をし、医療給付、保健事業及び保険料率などの諮問事項について、熱心にご審議をいただいたところでございます。

11月2日に当運営審議会より答申をいただきまして、当該答申を最大限に尊重し、本日条例案として上程を提出しております。

今後は、4月からの制度施行に向けまして、円滑かつ効率的に広域連合の業務を行うため、レセプト点検等の業務を一括して委託することで、国保連合会と実質的な協議を行ってまいりたいと考えております。

また、委託業務などの整理と平行いたしまして、来年度の組織体制を検討していく予定としておりますが、現在の自治会館では、事務所として手狭になるわけございまして、事務室の賃料や個人情報のセキュリティーなどを考慮して、来年20年1月竣工予定の国保会館への事務室移転を計画をしております。

また昨今、当後期高齢者医療制度について、新聞等マスコミで取上げられるなど、住民の関心も日増しに高まっていると感じているところでございますが、今回の定例会に提出をいたしております議案に関しましては、後ほどご説明申し上げますが、後期高齢者医療に関する条例案など本県の後期高齢者医療制度の根幹をなすものでございます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（土井哲男） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土井哲男） ご異議がないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△日程第1「議席の指定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

大竹市選出議員の改選に伴う議席は、ただいまご着席の議席とします。

この際、申し上げます。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、佐々木副広域連合長、高見代表監査委員、金本広域連合事務局長、小林総務課長、榊谷業務課長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

諸般の報告をいたします。

まず、広域連合議会に対して、広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会委員への推薦依頼がございました。

前回の議会で議長にご一任いただいております、杉井議員を推薦し、運営審議会委員に委嘱されておりますことを報告をいたします。

次に、受理した報告書は次のとおりです。

報告第1号 例月出納検査結果報告について（平成19年2月分から平成19年9月分）

なお、報告第1号は、お手元に配付しておりますので、念のため申し上げます。

△日程第2「会期の決定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がないと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△日程第3「議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第3「議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） ただいまご上程されました議案第28号についてご説明を申し上げます。

本案は、山下副広域連合長の任期満了に伴いまして、空席となっております副広域連合長の選任についてご同意をお願いするものでございます。

議案書人事案件の履歴書にございますように、藏田義雄氏は、現在、東広島市長としてご活躍中であり、経歴、経験ともに大変豊かな方であり、副広域連合長として適任と存じます。何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土井哲男） お諮りいたします。

本件は、自後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

ただ今、選任に同意されました藏田副広域連合長のご紹介をいたしますので、入室をお願いします。

（藏田副広域連合長、入室し、副広域連合長席へ）

○議長（土井哲男） それでは、藏田副広域連合長より選任に際し、一言挨拶をお願いします。

◎副広域連合長（藏田義雄） それでは、失礼します。

先程、副広域連合長の選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成20年4月からの制度施行まで残り4か月とせまる中ではありますが、この大きな医療制度改革の節目に、広島県の広域連合の副広域連合長という大役を担うことになり、その職責の重さを痛感しておるところでございます。

山下廿日市市長様の後任ということになりますが、この制度が円滑に施行され、住民の皆様が安心して利用できるものとなりますよう、真摯に取り組んでまいりたいと

思っております。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

△日程第4「議案第29号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第4「議案第29号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について）」を議題にします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第29号につきましては、専決処分の承認をお願いするものでございます。

「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」でございますが、「平成19年第3回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案資料でございます。

平成19年10月1日施行の郵政公社の民営化に伴ひまして、国家公務員の定義規定の整理をするため、情報公開条例及び個人情報保護条例の条文中の「及び日本郵政公社」を削除しております。

施行日に併せ、早急に手続きをする必要がございましたので、専決処分をしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけですが、質疑がある方は、挙手をして議席番号を告げてください。

ご質疑をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないようです。

質疑を終結いたします。

ご討論願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立多数。よって、本件は承認されました。

△日程第5 「議案第30号 平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（土井哲男） 次に、日程第5「議案第30号 平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） 平成18年度広域連合歳入歳出決算についてご説明いたします。

本広域連合は、平成19年2月に設立されておりますので、平成18年度につきましては、2か月分の決算ということになります。

また、平成18年度につきましては、一般会計のみとなっております。

条例等案件の「議案書」の4ページをお開き下さい。

歳入につきましては、予算現額は1,720万円、調定額、収入済額とも1,720万651円となっております。

5ページをご覧ください。

歳出につきましては、予算現額は1,720万円、支出済額は1,509万5,914円となっております。

先ほどの収入済額から1,720万651円から、歳出の支出済額1,509万5,914円を差し引いたものが、5ページの表の下にございます、歳入歳出差引残額の210万4,737円となります。この金額は、平成19年度予算に繰越しており、財政調整基金に積み立てることとしております。

次に附属資料の説明をいたします。

「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」をご覧ください。1ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、全体では、当初予算額が1,715万5千円、補正予算額が4万5千円、予算現額は1,720万円となっております。

款ごとに説明します。

分担金及び負担金は、収入済額が1,715万5千円であり、全額が各市町からの事務費分賦金となっております。

寄附金は、収入済額が4万5,651円であります。これは、広域連合を設立するために県内23市町により設置されました「広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」が、その目的を達成し、本年3月28日付けで解散しましたが、その剰余金を

寄附金として受け入れたものでございます。

3ページをご覧ください。

歳出につきましては、議会費は、広域連合議会の議員の報酬・費用弁償、議場としての会場借上げ等の経費で、支出済額が67万6,332円となっております。

総務費は、支出済額が1,441万9,582円となっております。

総務費には、項としまして、総務管理費、選挙費、監査委員費を設定しております。総務管理費は、一般事務経費、一般職の給与等に関する経費などとして、支出済額が1,436万5,769円となっております。

9ページをお開きください。

平成18年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が1,720万円、歳出総額が1,509万5千円、歳入歳出差引額が210万4千円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も210万4千円となっております。なお、千円単位ということで端数整理をしているため、計数が整合しておりません。ご了承ください。

10ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

平成19年3月末現在の広域連合の財産の状況についてでございますが、公有財産、物品、債権及び基金に分類しております。

1の公有財産及び3の債権につきましては、該当がありません。

2の物品につきましては、取得価格100万円以上の重要物品を計上しております。これらは、広域連合設立準備委員会から引き継いだものでございます。

4の基金につきましては、現在、財政調整基金を設置し、管理しております。平成19年5月に積み立てておりますので、平成19年3月31日現在では、実際に基金には積み立てられてはおりませんが、調定をしておりますので、債権ということで整理しております。

続きまして、「平成18年度主要な施策の成果説明書」の1ページをお開きください。

総括とありますが、広域連合の設立までの簡単な経緯と平成18年度の事業及び執行状況の概要を記載しております。

平成18年度は、2月、3月の2か月間でしたが、2月1日には広域連合長選挙が行われ、3月28日には第1回広域連合議会が開会され、執行体制の基礎が確立するとともに、平成20年度の制度施行に向けて具体的な事務が始まりました。

(3)の平成18年度の執行状況をご覧いただきたいと思っております。前半部分は先ほど決算書のところで説明いたしましたので省略し、次の広域連合の財源構成から説明させていただきます。

財源構成につきましては、構成市町からの負担金、先ほどは市町からの事務費分賦金というふうに説明しましたが、同じものでございまして、これが歳入のほとんどを占めております。

歳出につきましては、目的別に見ますと、議会費は、議会の開会に係る経費となり、歳出全体の4.5%を占めます。総務費は、派遣職員人件費相当分を職員を派遣してい

ただいている県及び市町へ納付する負担金などの経費が主になりますが、歳出全体の95.5%を占めております。

また性質別に見ますと、先ほどの派遣職員人件費相当分の負担金などの補助費等が59.3%、次いで事務所使用料や事務用品の購入などの物件費が17.7%、財政調整基金への積立金が12.5%、正副連合長や広域連合議員等の報酬、職員の時間外手当などの人件費が10.5%となっております。

以上で主要な施策の成果についての説明を終わります。

また、決算認定にあたり、監査委員による決算審査を受けました結果につきましては、お手元の「平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算審査意見書」を配付しております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございました。

起立総数。よって、本件は認定されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

会議の再開は、14時35分といたします。

午後2時26分 休 憩

午後2時35分 再 開

○議長（土井哲男） 会議を再開いたします。

この際、藏田副広域連合長及び高見代表監査委員には、ご退席をいただいておりますことをご報告いたします。

△日程第6「議案第31号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第6「議案第31号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

広域連合事務局長（金本和己） 「議案第31号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」でございます。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律第115条第1項で、保険料の賦課額、その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされておりますので、この規定に基づき制定するものでございます。

なお、条例の条文につきましては、国から参考例、いわゆる条例準則が示されておりますので、ほぼこの準則どおりとなっております。

説明は、条例案の概要により条文を追いながら、広島県の広域連合として独自に定める必要がある、主要項目などを中心に説明させていただきます。

平成19年第3回広域連合議会定例会議案資料の2ページをお開き下さい。

議案資料でございます。改訂版となっているものでございます。

はじめに、第1条で広域連合が行う後期高齢者医療について定めております。

広域連合が行う後期高齢者医療は、法律その他の法令で定めがあるもののほかは、この条例で定めることとしております。

第2条で葬祭費の支給は3万円とすることとしております。

これは、各広域連合において独自に定められるものでございます。広島県では、県内の各市町の国保の葬祭費の平均額である3万円を支給することとしております。これにつきましては、運営審議会で答申いただいた額を踏まえ、提案させていただいております。

第3条は保健事業について定めております。

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のため必要な事業を行うよう努めることとしております。当面は、被保険者の健康増進、保持のため健康診査を行うよう全市町にお願いし、広域連合としては、保険料を原資とする補助金を交付することとしております。

この保健事業につきましても、運営審議会にお諮りし、その答申の内容を踏まえて、提案させていただいております。

次に、保険料関係につきましては、第4条から第23条までに規定しております。

まず、第4条から第6条までは、被保険者の保険料について規定しており、保険料率の算定方法の詳細について定めております。

3ページをご覧ください。

第7条は、所得割率及び均等割額について規定しており、この2つを合わせたものが保険料率でございます。この保険料率が、個々の被保険者の保険料を決める基とな

るものでございます。

基本的には、広域連合の全区域で均一で、この条文と次の第8条及び第9条が、この条例の骨格となるものでございます。

このことにつきましても、運営審議会にお諮りし、保険料率の算定の基となる医療費推計、人口推計、保険料収納率などをご審議いただき、その答申の内容を踏まえて、提案させていただいております。

その結果、広島県の広域連合の保険料率は、国が示しております算定方法により計算し、第8条及び第9条にございますように、所得割率は7.14%、均等割額は、40,467円となっております。

この保険料率の算定に係る考え方と保険料につきましては、今までの説明と重複することもあります。少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

この資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

「保険料及び保険料率について」でございますが、前書きにございますように、被保険者の保険料は、均等割額と所得割率からなる保険料率を基に算定することになっており、この保険料率は、それぞれの広域連合の条例で定め、2年毎に見直すこととなっております。

それでは、この保険料率をどのように決めていくかということ、説明させていただきます。この保険料率を算定するためには、このページの(1)から(3)にございます、被保険者の推計人口、医療給付費、予定保険料収納率という3つの重要な項目の数値を基に算出することになっており、その数値は、それぞれの広域連合で定めることとされております。

まず、1点目の被保険者の推計人口についてでございますが、当広域連合としては、独自の推計が難しいことから、より正確を期すため、被保険者の推計人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が示す数値を基に算出いたしました。

その結果、平成20年度は、32万7,935人、21年度は、33万8,747人、2年間の合計で66万6,682人と見込んでおります。

次に、2点目の医療給付費についてでございますが、医療費の伸び率については、平成18年度に診療報酬などの大幅改訂があつて間がないため、今後の動向が推測しにくいこと、更には、この度の医療制度改革で、どの程度の影響が出るか予測が困難であることから、これらを加味した基準値を国が示すこととしております。

広域連合が、独自に推計した伸び率を使うこともできることとされておりますが、広島県においては、一人当たりの老人医療給付費の伸び率が、全国平均とほぼ同様の傾向であるため、国が基準値として示した伸び率により推計することといたしました。

国が示した伸び率は、18年度から20年度では、1.048、平成20年度から21年度では、1.056となっております。

これにより算出した結果、20年度の医療給付費を2,781億2,997万7,028円、21年度を3,204億573万3,536円と見込んでおります。

次に、3点目の予定保険料収納率についてでございますが、国は、全国の75歳以上の方の国民健康保険料の収納率である98.7%などを基に、予定保険料収納率を99.6%と見込んでおります。

広島県の各市町においては、75歳以上の方の収納率が98.9%となっており、国が示す全国平均の収納率と近いことから、国の予定保険料収納率である99.6%を用いることといたしました。

次に12ページをお開き下さい。

保険料賦課総額についてでございますが、保険料率算定に必要な基礎項目をもとに、法律の施行令等で定める基準により算出することとなっており、順を追って説明させていただきます。

まず、この保険料の賦課総額を算出するには、保険料の収納必要額を算定しなければなりません。

保険料収納必要額というのは、各種の費用の額から収入の額を差し引いた額のことでございます。

(2)の保険料賦課総額の下の方をご覧ください。

まず、上段の費用額についてご説明いたします。

費用の額とするのは、①医療給付費等の総額、②財政安定化基金への拠出金、③保健事業にかかる費用、④診療報酬請求書、いわゆるレセプトの審査支払のための手数料、⑤その他の給付である葬祭費の合計額でございます。

各項目について、少し詳しく説明いたしますと、

給付費等総額とは、被保険者に係る療養の給付に要する費用から一部負担金に相当する費用を控除した額と被保険者に係る入院時の食事療養費の額などの総額でございます。

いわゆる入院、外来等の医療費から一部負担金を除いた総額のことでございます。

財政安定化基金拠出金は、財政の安定を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足に対し、貸付等を受けるために、県が基金を創設するために拠出するものでございます。国、県及び広域連合が、それぞれ3分の1ずつ拠出することになっております。

保健事業に関する費用は、各市町に実施していただく健診事業に補助するものであり、1人当たり147円を見込んでおります。

次の審査支払手数料は、レセプトの審査支払の事務費で、1枚につき98円70銭を審査支払機関に支払うものでございます。

その他は、葬祭費で、被保険者が亡くなられた場合、1人当たり3万円を支払うこととしており、それぞれの額を算定いたしました結果、費用の総額は、6,023億9,995万5,290円となっております。

次に、収入の額についてご説明いたします。

収入としては、①国庫負担金、②国からの調整交付金、③県負担金、④市町負担金、⑤後期高齢者交付金、⑥国庫補助金等でございます。

各項目の割合等を説明いたしますと、国庫負担金は、医療給付費等の総額の約25%、国からの調整交付金は、約8.3%、県からの負担金は、約8.3%、各市町からの負担金も、約8.3%でございます。

また、現役世代からの支援金として、支払基金が各保険者から集めて、広域連合に対し交付していただくこととなっている後期高齢者交付金は、約40%、国庫補助金

等は、健診事業に対する国の補助でございますが、約0.01%となっております。

それぞれの額を算定した結果、収入総額は、5,486億5,884万3,070円となっております。

次に、保険料収納必要額でございますが、ただ今、説明いたしました費用の総額（ア）から収入の総額（イ）を引いた額が保険料収納必要額（ウ）の537億4,111万2,220円となり、これが保険料部分でございます。

最後に、保険料賦課総額でございますが、この保険料収納必要額を予定保険収納率の99.6%で割り戻したものが、賦課総額562億6,943万8,926円として算出されるもので、実質的に保険料の総額となるものでございます。

次に、3の保険料の構成についてでございますが、保険料は、被保険者の負担能力に応じて賦課される、応能分いわゆる所得割分と、被保険者が、一律に賦課される応益分いわゆる均等割分から構成され、個人単位で賦課されるもので、その構成比により算出することとなっております。

広島県の所得係数は、国が各県の所得情報をもとに1.01ということを示しておりますので、広島県の広域連合の保険料の構成比は、12ページの1番下でございます様に、均等割50%、所得割50%と、まさに平均値である50:50となっております。

すいません。賦課総額が間違っておりました。539億5,693万9,980円でございます。

申し訳ございません。

13ページをご覧ください。

保険料率についてでございますが、これは、1人ひとり均等に賦課される均等割額と被保険者の個々の所得に応じて賦課する所得割額を求める係数である所得割率の2つのことを含めていうものでございます。要するに、均等割額と所得割率のことを保険料率といいます。

(1)の均等割額についてでございますが、均等割額は、先程ご説明いたしました賦課総額のうち均等割額分の50%を、被保険者数で割ったもので算出しますので、40,467円となるわけでございます。

次に、所得割率についてでございます。

所得割率は、賦課総額のうち所得割額分の50%を被保険者の所得の総合計で割って算出しますが、政令により、保険料の賦課限度額が年額で50万円とされているため、50万円以上賦課される超過分の保険料を調整し、算定基準に合わせて計算しますと、ここでございますように7.14%となります。

こうして、枠の中で囲んで明示してございますが、当広域連合の保険料は、均等割額40,467円、所得割率7.14%となり、個人の保険料は、均等割額の40,467円と、個人の所得に所得割率の7.14%をかけて、保険料の額を算定することとなります。

なお、ここに記載しております旧ただし書所得とは、所得から住民税の基礎控除額33万円を引いた額のことをいいます。旧ただし書所得を用いる方式は、広く、薄く賦課することが出来るということで、国が採用することとしたものでございます。

次に、参考として記載しております資料でございますが、最初の表は、1人当たりの平均保険料の比較をしております。

広島県の後期高齢者医療の平均保険料は、80,934円、国が当初、国会で答弁しておりますが、全国の平均保険料は、74,400円、本年度の広島県の県内市町の国民健康保険料の平均は、79,559円となっており、全国平均に比べると少し高くなっておりますが、県内各市町の国保の平均値と比較すると、ほぼ同額の保険料となっております。

次の表は、年金収入額別の保険料の例をお示ししております。

まず、単身の方の場合でございますが、年金153万円以下の方は、均等割額分が7割軽減適用となり、保険料は、年額12,140円となります。

また、平均的な年金収入である年金208万円の方につきましては、年額79,737円となり、ほぼ広域連合の平均の保険料となるところでございます。

次に、2人世帯の場合ですが、例えば夫が年金177万円、妻が年金120万円の場合は、5割軽減となり、夫の保険料は、年額37,369円、妻の保険料は、年額20,233円となりますので、例示としてご確認いただきたいと思います。

以上、保険料、保険料率についての説明でございます。

それでは、引き続き、条文に従って説明させていただきたいと思っておりますので、この資料の3ページにお戻り下さい。

第10条から説明いたします。

第10条は、保険料の年間の賦課限度額を50万円とするものでございます。

これは、政令により定められている額でございます。

第11条は、保険料の賦課期日について規定しており、これも政令により定められている期日でございます。

次の第12条は、第8条及び第9条で定めております所得割率と均等割額である保険料率の算出方法について、その詳細を規定しているものでございます。

4ページをお開きください。

続いて、第13条ですが、賦課期日後に資格を失った場合と取得した場合の保険料額の算定方法等について定めているものでございます。

まず、第14条は、低所得世帯に属する被保険者の減額制度でございますが、所得額によって均等割の減額の基準を定めており、その所得額によって均等割額の7割、5割、2割の減額がございまして、これは、国保と同様の制度となっているものでございます。

5ページをご覧ください。

第15条につきましては、被用者保険、いわゆる社会保険の被扶養者であった方の減額について規定しております。内容は、資格取得から2年間について、均等割のみとし、それを半額とするというものでございます。

この条文につきましては、現在、国において、平成20年度限りの負担凍結の方針が出ているものであり、具体的には、この条例の附則で凍結内容を規定しておりますので、後程、附則のところで、内容等について説明いたします。

続いて、第17条と次のページの第18条でございますが、保険料の徴収猶予及び減免について規定しております。

まず、第17条は、徴収猶予の詳細について規定しており、保険料を一時的に納付

することが出来ないと認めた場合は、6か月以内の期間で、その徴収を猶予するというものであり、具体的な内容等を（ア）から（オ）までに定めております。

6ページをお開きください。

次に、第18条は、減免の詳細について規定しており、必要があると認められる場合は保険料を減免するもので、具体的内容等を例示するとともに、申請方法について定めております。

7ページをご覧ください。

第19条でございますが、保険料に関する所得の申告について規定しております。

被保険者、その世帯の世帯主等は、所得に関する申告を広域連合長等に提出するものとするものでございます。ただし、前年の住民税が申告されている場合は、申告しなくても良いこととしております。

次に、第20条は、暫定賦課について規定しております。

賦課額が確定する日までに、保険料の納期が来たときは、前年度の保険料を暫定的に賦課することを定めたものでございます。

第21条は、保険料の徴収及び納付について規定しております。

各市町は、保険料を徴収しまして、広域連合に納付することになっております。

第22条は、被保険者の方が県内の市町をまたがって転居をする場合に、それぞれの市町が徴収する保険料について規定しております。

それぞれの市町が徴収すべき保険料の額を（ア）から（ウ）の規定を踏まえて、算定することとしております。

第23条は、延滞金の取扱いについて規定しております。

延滞金は、各市町が徴収し、広域連合に納付することとなりますが、利率などの規定はそれぞれの市町の条例で定めていただくこととしております。

第24条は、委任規定となります。

委任規定は、必要な事項などを、広域連合長が規則、要綱等に定めることとするものでございます。

8ページをお開きください。

第25条から第29条は、罰則について規定しております。

資格得喪失などで虚偽の届出をしたとき、保険料滞納者が保険証の返還に応じないとき、資格、医療給付及び保険料に関する調査などに対しまして、これに従わず、又は職員の質問に対して答弁しなかったり、虚偽の答弁をして徴収金を免れたときに過料を課す罰則規定を設けております。過料の額は広域連合長が定めることとしております。

続いて、8ページの中ほどから「附則」についての概要説明でございます。

9ページをご覧ください。

附則の第5条及び第6条は、賦課の特例について規定しております。

これは、広域連合内の各市町においては、均一が原則の保険料率について、賦課の特例を神石高原町に適用するものでございます。

この特例につきましても、運営審議会にお諮りしまして、ご審議をいただき、その答申の内容を踏まえて、提案させていただいております。

神石高原町は、県内全市町の一人当たり平均医療費と比べ、政令に定められている基準である 20%を下回った医療費となっているため、賦課の特例を行うものでございます。

その内容といたしましては、特例を行う期間を6年間とし、9ページの下段の表にございますように、神石高原町と県平均との医療費の乖離幅である 20.25%でございますが、これにつきまして最初の2年間は、6分の3を、その次の2年間で6分の4を、その次の2年間で6分の5を賦課し、7年目で他の市町と同様にしようとするものでございます。

10ページをお開きください。

これを踏まえて、算定いたしますと平成20年度及び21年度の神石高原町の所得割率は6.42%、均等割額は36,372円となるものでございます。

次に、附則の第7条及び第8条でございますが、先程附則のところでご説明すると申しあげました本則第15条の減額制度の平成20年度の追加措置である負担凍結の内容を定めたものでございます。

その内容は、社会保険の被扶養者の方につきましては、平成20年度につきまして、保険料を初めの6か月間は無料とし、残り6か月間は9割減額を行うものでございます。

これを年額で申しますと、ここに定めておりますように、20分の1となるというものでございます。

以上、この度、条例案として提案しております、当広域連合が独自に定めることになっております項目について、条文に従いまして説明いたしました。

ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけでありましたが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を告げてください。

ご質疑をお願いします。

14番八谷文策議員。

14番（八谷文策議員） 14番。八谷でございます。この議案を議決する前に、一つお願いがあります。広島県では1人当たりの老人医療費が、全国でも4番目に高いという状況にあります。毎年増え続ける医療給付費を考えると2年ごとに見直される保険料が、2年後に上がるということが予測されます。これ以上被保険者に保険料の負担をかけない対応を講じていただくようお願いさせていただきます。

さらには、資格証明書の発行には十分な配慮をいただきたいということでございます。

資格証明書の発行について、各市町の国保の取組み状況を調査した上で要綱等を整理したいという考えを示されていますが、短期保険証の発行は納付相談等に充分配慮していただき、資格証明書の発行について慎重な取扱いをしていただきたいと思います。

また、県内市町で同様の扱いになるよう広域連合が指導することをお願いしておきたいと思っております。

○議長（土井哲男） 答弁を求めます。連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 答弁を申し上げます。1点目の保険料に関し、2年後

の見直しにあたってのことをございました。医療費や高齢者人口などが2年後に変動いたした場合に、保険料もそれに応じて見直すことになるわけですが、基本的に本制度は保険制度でございまして、これら高齢者人口や保険料に応じて変動するという事は避けられない制度でございまして。

それにあたりまして、保険料は各種の項目を今ご説明ありましたような各種の項目を含めて、見直すわけございまして、その計算方法に従うということに基本的にはなるわけございまして。

しかし、できるだけこの後期高齢者医療制度が高齢者にとって、より良い制度となりますように、これからも国、県、もちろん各市町、関係団体と連携いたしまして、この保険料が負担にふさわしい範囲におさまっていくように全力をあげてやっていきたいというふうに考えております。

何卒ご理解を賜りたいと思います。

それから、資格証明書などについてでございますが、滞納をせざる得ない高齢者世帯に対しまして、発行をすることになるわけでございますが、この資格証明書の交付というのは、法で定められたものでございまして、被保険者間の負担の公平を図るということから避けて通れないものではございまして。しかしながら、それぞれの世帯の状況、事情などを考慮いたしまして、この証明書の発行に際しては、市町と連携を密にしまして、事情をよく伺った上で慎重かつ適切に対応していきたいと、画一的に機械的に発行することがないように努めていきたいと考えております。

また、保険料を滞納せざる得ない状況にある方につきましては、徴収猶予や減免制度も設けられてございまして、それぞれの事情によって、これらを適用して対応していくということを図ってまいりたいと思います。

また、もちろん県内均一がこの制度の原則でございまして、それらの扱いが市町によって差異がでるといったようなことのないようにして参りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土井哲男） よろしゅうございますか。

14番（八谷文策議員） はい。

○議長（土井哲男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないようでございます。

質疑を終結いたします。

ご討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員であります。よって、本件は可決されました。

△日程第7「議案第32号 広島県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第7「議案第32号 広島県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） 先程の「平成19年第3回広域連合議会定例会議案資料」の14ページをお開きいただきたいと思っております。

広島県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

このたびご提案申し上げております株式会社広島銀行は、広島県に本店をおく地方銀行であり、県内市町において指定金融機関の実績があり、また、県内全域に支店をもつことから、指定金融機関として適しているものと存じます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入るわけではありますが、質疑がある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

ご討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 討論終結と認めご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がありませんので、本件の討論を終結いたします。

本件を表決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員であります。よって、本件は可決をされました。

日程第8 「一般質問」

○議長（土井哲男） 次に、日程第8「一般質問」について議題とします。

21番原田議員、28番片山議員より発言の通告がございます。

なお、申し合わせにより、議席番号順に質問をお願いします。

21 番原田議員。

21 番（原田幸治議員） それでは一般質問をさせていただきます。当町の議会の議員の方からの質問も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。まず、問題点につきまして質問させていただきます。

①扶養家族などでこれまで保険料は0だった方にも新たに負担が生じること。

②保険料を滞納せざる得ない高齢者世帯に対して機械的に資格証明を発行しないこと。

75 歳未満の方とは別立ての定額制診療報酬を導入されることで、診療に制限を設けるなど医療内容の後退のおそれがあること。

④医療費が増えても、後期高齢者が増えても保険料が自動的に値上げになる仕組みとなっていること。

⑤現役の労働者が負担する支援金も、その人たちが減少すれば個人負担の割合が増えることになっていること。

⑥独自の保険料減免が無いので、低所得者向けの減免制度をつくる。

⑦広域連合の議会議員の数の問題でございますが、28 議員と少なく、高齢者の声の反映が困難であること。運営協議会・高齢者との懇話会等を設けていただきたいと。

⑧医療償還から申請償還へ後退するというところでございます。

それから改善事項につきまして列挙しております。

①高齢者の声や意見が反映できるよう「公聴会」や「協議会」を設置、反映をできないものか。

②各自治体への業務報告・財政報告をしていただきたい。これについていかがなものか。

③生活基盤の弱い高齢者が現役並み負担を強いられ、おいそれと病院に行くことも出来ないような 40 年ほどぐらい前に逆もどりするような時代錯誤の制度ではないでしょうか。部分的な凍結に終わらせず、後期高齢者医療制度そのものを再考する必要があるが、ご見解をお聞かせいただきたいと。

④住民に対する情報公開をすること。広域連合議会の内容であるとか、今、行っております一般質問の内容等も含めて議会報告をしていただきたいと。

⑤保険料は毎月 6,744 円に介護保険料が月額平均 4,575 円で、政府の方も急激に負担することで、半年間の凍結、その後は正規の負担をしていく方針でありますけれども、75 歳以上の方の負担の軽減はどのようなお考えかをお尋ねいたします。

⑥これからの負担は、全員が保険料負担、保険料を払えない人からの保険証を取り上げて、資格証明の発行は止めようということですが、先程質疑が出ましたけど、もう一度質問でございます。

⑦全国では、いわゆるこの保険のソフトに関して、IT の各業者がいらっしやいますけれども、最近では防衛省の問題が上がりましてけれども、このようなことになってはいないのかという危惧があるということですが、広島県の広域連合はいかがでございますでしょうか。

⑧国に改善を求める意見書を出してはどうかということでございます。

⑨広島県のほうは新たに数億円の負担をして高齢者に負担軽減をしてはいかがでしょうかという提案です。

⑩議会だよりを発行していただけませんでしょうか。議会の内容をホームページ等でオープンにすることも一つの方策ではないかと考えます。

⑪公聴会を開き、意見や要望を聞いていただきたい。これについてはいかがでしょうか。

⑫数字を羅列してお示ししておりますけれども、先程の県内の均等割額 40,467 円に所得割額の 7.14%。平均では 80,934 円になりますが、このような計算してみましても、独自の軽減策を広島県のほうでこの広域連合の方で講じることはできないのでございましょうか。

以上でございます。

○議長（土井哲男） 答弁を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） 大変多数の項目のご質問をいただきました。

まず、私の方から問題点についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

そして、改善事項後半については、若干詳細にも及びますので、後程、事務局長の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

それでは問題点についてでございます。

被扶養者に対する新たな負担についてのご質問かと思えますが、ご質問のとおり、社会保険等の扶養家族の方は、これまで負担はございませんでしたので、激変緩和策として、加入してから2年間は均等割のみ、そしてこれを5割軽減されるということになっております。

更に、平成20年度につきましては、4月からの半年間はこれも無料とされるわけでございますので、そして10月からの6ヶ月間については9割減免される措置が講じられることになってございます。

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にするこういった目的があるわけでございますが、それだけでなく、従来の国保や社会保険の加入者を含めて、75歳以上の方全員に、応分の負担をしていただく制度となっておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それから、滞納をせざるを得ない高齢者世帯に対して、資格証明書を機械的に発行しないようにということについてのご質問でございますが、先程の議員の質問にもお答え申し上げましたが、資格証明書の交付は、法で定められたものでございまして、負担の公平を図ることからも必要なことでございます。

しかしながら、それぞれの事情を考慮しまして、発行に際しましては、市町と連携を密にして、状況を十分把握し、慎重かつ適切に対応することといたしたいと考えております。

画一的に発行することがないようにしたいと考えております。

また、保険料を滞納せざるを得ない状況にある方につきましては、徴収猶予や減免制度も設けてございますので、それぞれの事情によって、これらを適用し、対応していくこととなると考えております。

それから、診療報酬に関するご質問でございますが、この診療報酬そのものについては、国の方で現在、厚生労働省の中央社会保険医療協議会などにおいて審議されているわけでございますが、広域連合の立場では私の立場では、これについてなかなかご答弁をするということは難しゅうございます。これについてはご容赦いただきたいと思っております。

そして④の医療費や後期高齢者が増加しても自動的に保険料を値上げしない仕組みになるようにという趣旨のご質問だったと思っておりますが、先程もこれもご答弁申し上げましたが、本制度は基本的に保険制度でございます。医療費や高齢者人口は、保険料を算定するための重要な要素でございます。これに応じて変動することは制度の趣旨からして避けられないことでございます。後期高齢者医療の保険料は、その他の項目も含めまして、保険財政の均衡を保つために2年ごとに見直しをするわけでございます。

しかし、今後とも、できるだけこの制度が、高齢者にとってより良い制度となりますように、国や県、各市町及び関係団体と連携をいたしまして、適正かつ的確な運営に努めていくと、このことは全力を挙げてやっていかなければいけないというふうに考えてございます。

そして、現役世代が負担する支援金についてのご質問ございましたが、現役労働者が負担するこの支援金については、負担割合が給付費の10分の4と、法によって定められておりますが、高齢者世代と現役世代の人口比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みが導入されておまして、現役世代の支援割合というのは、この10分の4を上限として減少していくということと制度上なっております。これについてもご理解を賜りたいと思っております。

そして、低所得者向けの減免制度の創設についてのご質問でございます。

保険料の算定につきましては、負担能力に応じて算定することとなっております。低所得者に過重な負担とならないように、すでに相応の減免措置が用意をされてございます。これらを適切に運用を行って参りたいというふうに考えております。

次に、広域連合議会の議員数、少ないのではないかとというご質問でございます。

本広域連合議会の議員定数につきましては、ご案内のように各市町1名選出を原則とし、後期高齢者の人口割合に応じまして、広島市4名、福山市、呉市2名といたしておまして、定数28名となっております。

これは全国的に見ましても東京都31名、大阪府20名、岡山県15名などございまして、広島県の定数が少ないという状況ではないと考えております。

高齢者の声の反映につきましては、本議会での審議並びに運営審議会の審議等を通じて、充分把握し、反映をさせてまいりたいというふうに考えております。

それから、医療償還から申請償還では後退するのではというご質問だったと思っておりますが、高額療養費などの償還払いにつきましては、既に、老人保健で高額療養費の支払を受けておられる方は、新たな申請はしていただく必要はございません。

新たに支払が発生する方について、初回のみ申請をしていただくわけでございます。後退と申されるほどではないのではないかとというふうに考えております。

問題点について8点ほどご質問いただきました。一部ご答弁の難しいものもござ

いましたが、私からの答弁は以上でございます。引き続き、事務局長の方から答弁をさせます。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（金本和己） それでは、私から改善事項について答弁させていただきます。

まず「公聴会」や「協議会」の設置についてのご質問がございました。

本広域連合におきましては、広域連合の運営に関する重要事項を調査・審議するために、広域連合長の諮問機関として広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会を条例により設置しておるところでございます。

この運営審議会は、「学識経験のある者」、「医療機関等関係者」及び「医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者」で組織されておりまして、いろいろとご審議いただいております。

なお、この中で後期高齢者医療制度の運営にかかる重要事項につきましては、高齢者団体をはじめとする各種団体から委嘱した委員の皆様にご意見を伺っておりますので、公聴会の実施については、申し訳ございませんが、現在のところ考えておりません。

次に、業務報告・財政報告についてのご質問でございます。

業務報告や財務報告につきましては、議会でご報告させていただきますと共に、各市町の後期高齢者医療担当課長を通じて、随時必要な資料等を提出し、報告等を行っております。

続きまして、後期高齢者医療制度を再考する必要があるかについてのご質問でございます。

後期高齢者医療制度は、皆様ご承知のとおり、急速に少子高齢化社会が進む中で、現在の医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくために創設されたものと私は認識しております。

この制度の円滑な導入・運営を各市町、関係団体等連携をしながら行って参りたいと考えております。

また、現役並みの負担を強いられるということにつきましては、確かに現役並みの所得のある方には、その負担能力によりご負担いただく場合はございますが、基本的な考え方は、それぞれの生活実態に沿うよう、また負担能力に応じた保険料や窓口負担の限度額が定められているところでございます。

本広域連合といたしましては、高齢者の負担を少しでも軽減できるよう、保健事業の取組みや医療費の適正化などについて関係機関と連携を図りながら適正かつ効率的な運営に努めて参りたいと考えております。

次に、議会に関する事項の情報公開についてのご質問がございました。

本広域連合のホームページにおきましては、こうした議会の会議録等内容を公開しております。

次に、半年間凍結、その後は正規の負担になることについてのご質問がございました。

75歳以上の方で、これまで社会保険の扶養家族となっておられる方につきまして

は、従来、保険料が掛かっていなかったのに、新たに保険料が生じることになるため、平成 20 年の 4 月から 9 月までの半年間の保険料を無料とし、更に 10 月からの半年間は 9 割減額されるものでございます。その後、1 年間は均等割のみとし、これを 5 割軽減されることとなっております。ご理解を賜りたいと思います。

続いて、資格証明書の発行についてのご質問でございますが、先程、問題点等々につきまして広域連合長が答弁してきましたとおり、資格証明書の発行に際しましては、画一的な対応とならないように充分注意をし、各市町と連携を図りながら対応して参りたいと考えております。

次に、電算委託関係についてのソフトのご質問がございました。

本広域連合では、電算システム構築等に係る事業者の選定方法として、プロポーザル方式を採用しており、外部の学識経験者を含む委員で構成された審査委員会において、ご質問の「IT 業者の言い値」を防止するため、事業者からの提案書を技術部門と価格部門で評価しております。

最初に技術面での評価をし、一定レベル以上の事業者から、見積書を徴し、価格面での評価をした上で、事業者の選定を行っているところでございます。

次に、国への意見書についてのご質問でございますが、先程のこの議会の全員協議会で協議され、広島県の広域連合議会として、この制度がより良いものになるよう、要望書を舛添厚生労働大臣に提出されると伺っているところでございます。

続きまして、新たな県費負担についてのご質問がございました。

この度の後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、広島県には、国民健康保険と同様な公的負担に加え、新たに、財政安定化基金への拠出金や神石高原町への不均一保険料の減額分の負担もしていただくこととなっておりますので、更なる超過負担を求めることは、困難ではないかと思われま。

次に、議会だよりの発行についてのご質問がございました。本広域連合のホームページにおきまして、議会内容を公開しており、現在のところ、議会だよりを発行する予定はございません。ご了承いただきたいと思います。

次に、公聴会の開催についての質問がございました。先程の「公聴会や協議会の設置について」で答弁いたしましたように、運営審議会を意見聴取の場として考えておりますので、これからいろんな機会をとらえまして、高齢者の方々の意見を反映しながら我々の事業を進めさせていただきたいと考えております。

最後に、独自の軽減策についてのご質問でございますが、本広域連合といたしましては、災害により著しい損害を受けた場合、世帯主の死亡、事業の休廃止、農作物の不作、漁業の不漁などにより、著しく収入が減少したと認められる場合には、保険料の減免及び徴収猶予が出来る規定を条例に設けております。

また、保険料そのものも、それぞれの負担能力によったものとなっておりますが、今後とも保健事業などの事業を検討していく際には、高齢者の負担を少しでも軽減できるよう、関係機関と連携した事業展開を図って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土井哲男）よろしいですか。

21 番（原田幸治議員） はい。

○議長（土井哲男） 次の一般質問に移ります。

28 番片山議員。

28 番（片山元八郎議員） 28 番片山です。

先程の条例審議での質問，そして原田議員の一般質問で私の聞きたい事の大半と言いますか，すべてといってもいいのですが，ご答弁いただきました。しかしながら，本議会の開会に先立って一般質問の通告を私いたしておりますので，せっかくの機会ですから重複すると思いますが，お許しをいただいて質問をさせていただきたいと思えます。ご答弁は簡単で結構かと思えます。

私は二点についてお伺いをいたしたいというふうに考えております。

第一点目ですが，今年の 10 月に私の自宅に，神石高原町と福山市在住の方から「後期高齢者医療制度導入による高齢者の生活破壊を許さないことを求める」要望書の葉書を頂いたわけでございます。

広島県後期高齢者医療広域連合に対して，

第一点目，独自の減免制度をつくり，生活困窮者等に対応すること。

第二点目，資格証明書の発行はしないこと。

第三点目，県費の負担を増やし，保険料を下げる。

という 3 つの要求が書かれておりましたけれども，この点に関し，どのように考えられておるのかをお伺いしたいということが第一点目でございます。

また，この葉書の私の一言欄というところに直筆で，福山市の方は「高齢になったら病気にもなれません。早く死ねと言われていたようです。」と書かれておりました。

神石高原町の方は「これ以上の負担は耐えられません。どうか福祉の心で，高齢者医療制度をより良くしてください。」と書かれておりました。この一言に関する受け止められ方をお伺いしたいと思います。

最後の点でございますが，新聞報道によりますと，来年 4 月に発足予定の「後期高齢者医療制度」が，保険料徴収凍結等すんなりとはいかないように思えるわけでございますが，最新の情勢というのは今後の見通しについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） はい。ご質問についてお答えを申し上げます。大きく分けて二つのご質問だったかと存じます。

一点目は要望書の葉書についてということでございました。「高齢者医療の破壊を許さない」という言葉が添えられておりましたが，私共は高齢者医療を守るためにこの制度の運営を適切なものにしていきたいというふうに努力しているつもりでございます。

まず，独自の減免制度によって生活困窮者に対応せよということでございますが，当制度は現在の医療制度を持続可能なものとして，将来にわたって維持していくた

めに創設をされておりまして、高齢者世代と現役世代の費用負担を明確にするそのためにも、高齢者の皆様にも応分の負担を求めることとなってございまして、被保険者の所得に応じて、保険料を負担していただくこういう仕組みになってございます。

このために、所得の低い低所得世帯の被保険者に対しましては、その状況によりまして、7割、5割、2割の減免制度が設けられております。保険料負担が、過重とならない様な措置が講じられておるわけでございます。先程も説明がございましたけれども、さらに加えて、災害、世帯主の死亡、事業の休廃止等々によりまして著しく収入が減少したと認められる場合は、減免や徴収猶予が出来る規定も設けられてございます。このようにすでに相応の減免措置がございまして、これ以上のものということになれば、減免財源の議論が必要になってくるわけでございます。これらについてはですね、言うまでも無く、今後のこととございまして、この制度の運営、これから長い運営が始まるわけでございますが、この実態、実績をみながら、また議会の皆様と議論をしていくことになるのではないかというふうに考えております。

次に資格証明書についてでございますが、これも何度かお答えを申しましたが、負担の公平の確保のために避けられないものではございます。

しかしながら、それぞれの事情を考慮して、画一的に発行することがないようにして参りたいというふうに考えてございます。

次に、県費負担についてのご要望でございましたが、これも先程答弁をさせていただきましたが、県はすでに公的負担を行うことに加えまして、財政安定化基金などの負担も負ってもらっております。更なる負担を今の時点で求めるということは、なかなかそういう話にはならない状況だというふうに考えております。

次に、葉書に添えられている「私の一言」についてということとでございますが、生の声として私も真摯に受け止めさせていただきたいというふうに思います。しかしながら、少子高齢化が急速に進展して、高齢者の医療費が高騰する中では、費用の一部を保険料として適切にご負担していただくということは、この制度の運営上やむを得ないものでもございます。

この平均保険料は、平成19年度の国民健康保険料の平均保険料と比較しても、ほぼ同程度の負担にできております。新たな制度でも極端に負担が増えるわけではないというふうに理解をいたしております。

しかしながら、今後とも、後期高齢者医療制度が、本当により良い制度になりますように努力はいたして参りたいと思っております。

次に、大きく二点目の保険料徴収の凍結についての質問でございました。これも説明が重複いたしますけれども、平成20年度の保険料について、最新の状況としては、最初の半年間を無料、後の半年間を9割減免、そういったことで国からの決定通知がございまして、この度の条例の附則の中で整理をさせていただいたわけでございます。

なお、この凍結の措置は、制度施行間近の対応ということで、対象者の把握や、システムの一部改修などについて、時間が限られるわけでございますが、市町とよ

り一層の連携を図りながら、漏れのないように対応して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土井哲男） よろしゅうございますか。

28番（片山元八郎議員） はい。

○議長（土井哲男） それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

以上をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） 異議なしと認めます。

よって、これをもって閉会することに決定されました。

閉会に当たりまして広域連合長のあいさつがあります。

◎広域連合長（伊藤吉和） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案をさせていただきました各議案につきまして、大変熱心なご審議の上、ご議決を賜りました。そのことについて、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

制度施行まで残りわずかとなってまいったわけでございます。広域連合の職員一同、各市町と協力しまして、円滑な施行に向けて、さらに邁進してまいりますので、皆様の格別なご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（土井哲男） ありがとうございます。

議員各位におかれましては、重要案件について熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

当議会といたしましても、全員協議会で協議いたしました国への要望書を、舛添厚生労働大臣に提出し、4月から始まる制度がよりよいものとなるよう、精進してまいりたいと考えております。

今後とも皆様のご協力方よろしくお願いいたします。

これをもって、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3 時 44 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 芝 博

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 馬上 勝登